

令和5年度 第2回
とっとり起業化促進事業助成金
(試作実証型)
公 募 要 領

《公募期間》

令和5年7月18日(火)～令和5年9月29日(金)〔午後5時必着〕

《審査》

令和5年10月中旬～令和5年11月(予定)

《問合せ先》

〒689-1112

鳥取市若葉台南7丁目5番1号

公益財団法人鳥取県産業振興機構 経営支援部 経営支援グループ

電 話：0857(52)6702

ファクシミリ：0857(52)6673

メー ル：sougyo@toriton.or.jp

※この公募要領、応募書類様式等は、当財団ホームページ(<http://www.toriton.or.jp/>)からダウンロードできます。

※起業創業型(助成限度額500万円、助成率10/10)との同時申請はできません。

※本助成金は、公益財団法人鳥取県産業振興機構の定めるとっとり起業化促進事業助成金交付要領第5条に規定する「起業化促進事業(開発支援型)」に該当します。(本公募要領に定めのない事項については、同助成金交付要領の例によることとします。)

※ファンド資金拠出団体

独立行政法人中小企業基盤整備機構、鳥取県、株式会社山陰合同銀行、株式会社鳥取銀行

令和5年7月

公益財団法人 鳥取県産業振興機構

[目 次]

1. 助成金の目的	3
2. 助成対象者	3
3. 対象となる分野および取組内容	3
4. 助成限度額・助成率・事業期間	4
5. 助成対象経費	4
6. 応募方法	4
7. 審査及び交付決定	5
8. 交付決定後について	6
9. 助成事業の流れ	8
10. その他留意事項	9
別表1（1. 中小企業者）	10
別表2（5. 助成対象経費）	12

とっとり起業化促進事業助成金（試作実証型） 公募要領

1. 助成金の目的

鳥取県では、人口減少下においても持続性のある安定した経済成長を目指すため、これまでの特定分野の一極集中型の産業構造から、多分野の産業創出による多軸型の産業構造への転換が求められています。

本助成金は、特に、今後世界的にも成長が見込まれるとともに、地域産業への波及効果が期待される「先端技術分野」における起業化の支援を目的としています。先端技術分野における製品等の事業化に向け必要となる資金をサポートすることで、事業者の課題解決を図り、もって県内での新産業創出や生産性向上等の実現を目指します。

2. 助成対象者（応募要件）

本助成金の対象者は、次の要件を全て満たす者です。

(1) 申請時において次のいずれかに該当する者

①鳥取県内で概ね1年以内に起業しようとするグループ・個人

(採択された場合には、交付決定後1年以内に起業すること。)

②鳥取県内に事務所、工場等を有する起業後10年以内の中小企業者

③鳥取県内に事務所、工場等を有する新分野進出後5年以内の中小企業者

※中小企業者とは独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年法律第147号)に掲げる次の者(それらを中心として構成される団体を含む)をいいます。詳しくは別表1をご参照ください。

(2) 鳥取県が課税する全ての県税に滞納がない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に掲げる暴力団、暴力団員又は暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されていない者等

3. 対象となる分野および取組内容

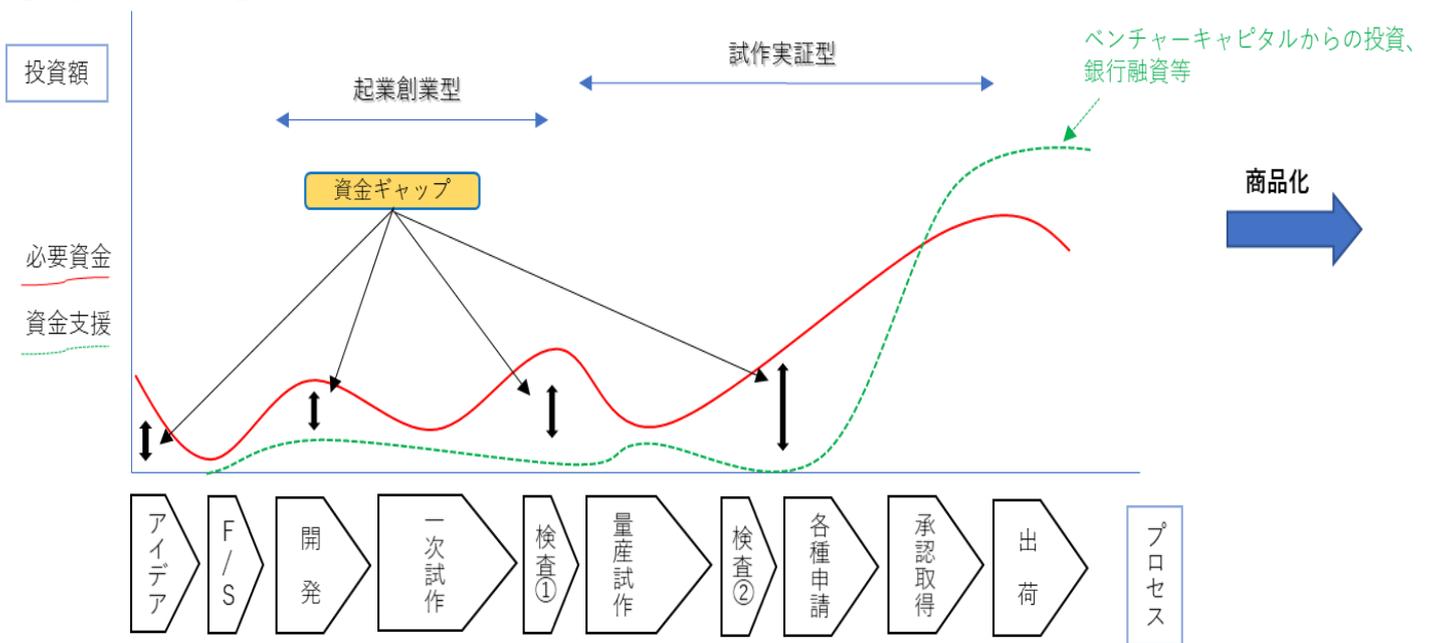
対象分野	対象となる取組内容
先端技術分野 (先進運転支援デバイス、AI、IoT、医療機器、バイオ(創薬)、その他時代や環境の変化に適応するために必要になると考えられる技術分野等)	事業化に向けた開発における技術実証等 (試作相当の段階まで到達していること)

※先端技術分野とは、鳥取県内で育ちつつある将来有望な技術シーズで、かつ、相当程度の高い市場性が見込まれ、県内での新産業創出等につながることを期待される技術分野とします。

※申請時には、事業の実現可能性や地域活性化への波及効果、事業化後の具体的なビジネス展開(上市予定等)等を提示してください。

※起業創業型(助成限度額500万円、助成率10/10)との同時申請はできません。

【支援イメージ】



4. 助成限度額・助成率・事業期間

本助成金の助成限度額・助成率・事業期間は次のとおりとし、当財団の予算の範囲内とします。

助成限度額	助成率	事業期間
10,000千円	10 / 10	24月以内

5. 助成対象経費

助成対象経費は、別表2に掲げるものとし、助成事業の対象として明確に区分できるもので、かつ帳簿及び証憑書類によって金額等が確認できるものに限ります。

- (1) 経費は、消費税及び地方消費税を含まない金額が助成対象となります。提案書に記載する数値は、税抜金額を記入してください。
- (2) 助成対象経費は、交付決定日以後、助成対象事業期間内に発生（発注・契約等）し、かつ支払われたものに限られます。
- (3) 量産に必要な設備の導入費や、原材料等といった製品等の原価経費については、助成対象外となります。
- (4) 助成対象事業について、貴社の既存事業との区分経理を行ってください。

6. 応募方法

応募をしようとする方は、まず当財団本部の担当部署へ電話又はメールでご連絡ください。後日、当財団担当者の面談によるヒアリングを行います。

その後、(3)の書類を(2)の期間内に当財団に郵送又はご持参ください。

※事前面談の結果、応募要件等を満たしていないと判断した場合は、申請を受理できませんので、予めご承知おきください。

事前面談なく、申請書類のみ提出された場合は受理しません。

(1) 連絡先

公益財団法人鳥取県産業振興機構 経営支援部 経営支援グループ
電話：0857（52）6702

(2) 受付期間

令和5年7月18日（火）～令和5年9月29日（金）まで（午後5時必着）

(3) 提出書類

提出物	部数	備考
とっとり起業化促進事業提案書（様式第1号）	2	
暴力団排除に関する誓約書（様式第1号の2）	1	
別紙（様式第1号、第2号共通） 【1】事業概要総括表 【2-1】申請者概要 【2-2】参加企業の概要 【3】事業計画〔詳細〕 【4】事業のスケジュール	2	
会社案内等事業内容の確認ができる資料 （パンフレット等でも可）	2	
直近3期の決算書 （3期分の決算を終わっていない場合はこれまでの決算書全て）	1	
申請者の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	1	法人のみ
鳥取県が課税する全ての県税に未納がないことを証する書類 （納税証明書等）	1	

(4) 提出先

持参又は郵送（本部のみ）でご提出ください。受付期間を過ぎて持参したもの、到着したものは受理できませんのでご注意ください。

名称	住所・電話番号
（公財）鳥取県産業振興機構 経営支援部 経営支援グループ	〒689-1112 鳥取市若葉台南7丁目5番1号 電話 0857-52-6702

7. 審査及び交付決定

(1) 有識者で組織する「起業化促進ファンドサポート会議（審査部会）」が審査を行い、採択の可否について決定します。

審査は、主に次の方法で実施します。（審査には約2ヶ月程度要します。）

<審査方法>

【一次審査】

- ・ 6（3）で提出された申請書での書面審査

【二次審査】

- ・ 書面審査通過者に対して、審査部会メンバーによる実地視察
- ・ 申請者（経営者、技術開発者等）への質疑応答、追加書類の要求
- ・ 最終プレゼンテーション 等

(2) 審査の項目は次のとおりであり、審査部会メンバーにより、総合的に評価して判断します。

審査項目	審査視点
①市場性	ニーズがあるか。また、成長が期待される分野であるか。
②革新性	競合商品等との比較において、技術面や機能・効果等の面で競争優位性のある特徴を持っており、新産業創出等につながることを期待されるか。
③実現可能性	経営面・技術面から実現可能と判断されるか。
④地域活性化への波及効果	地域の企業への波及効果、雇用・税収など、地域経済に好影響を与えうるか。
⑤経営者	主体的に取り組む事業になっているか。明確な経営方針・経営理念があるか。

※実現可能性や地域活性化への波及効果等に重点を置いて審査を行う予定です。

(3) 次に該当する場合は、審査の対象から除外します。

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ② 本要領に違反又は著しく逸脱した場合
- ③ その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合
- ④ 同一の事業に関して、本助成金のほか、国や地方公共団体等の公的な助成金の交付を受けているもしくは受ける予定がある場合

(4) 一次審査、二次審査それぞれの審査結果は、書面で通知します。

(5) 採択後において上記(3)の事実が生じた場合、交付申請書に不備がある場合、交付申請書の内容が採択時の内容と著しく異なる場合などは、交付決定を保留して調査等を行い、不適正と認めた場合には交付決定を行わないことがあります。

(6) 交付決定後の増額は認められませんので、事業の提案時から必要に応じ、相見積もりを徴求するなどして、十分な積算を行ってください。

(7) 採択された事業については、原則として全ての事業者名、事業名、事業概要等を公表させていただきます。ただし、公表することで事業に支障をきたすもの等については、公表する範囲を機構と事業者とで協議し、決定します。

8. 交付決定後について

(1) 変更手続き等

①助成事業の内容や経費の配分の変更をする場合（軽微なものを除く。）には、予め計画変更の承認を受ける必要があります。

②助成事業を中止、又は廃止する場合は、速やかに申請し、承認を受ける必要があります。

(2) 助成事業の実績報告

助成事業が完了したときは、事業完了後30日以内に助成事業の成果を記載した実績報告書に証憑書類（写）を添えて報告しなければなりません。

(3) 立入検査等

助成事業の適正を期すために必要があるときは、事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは、関係者に質問することがあります。

(4) 帳簿の保存等

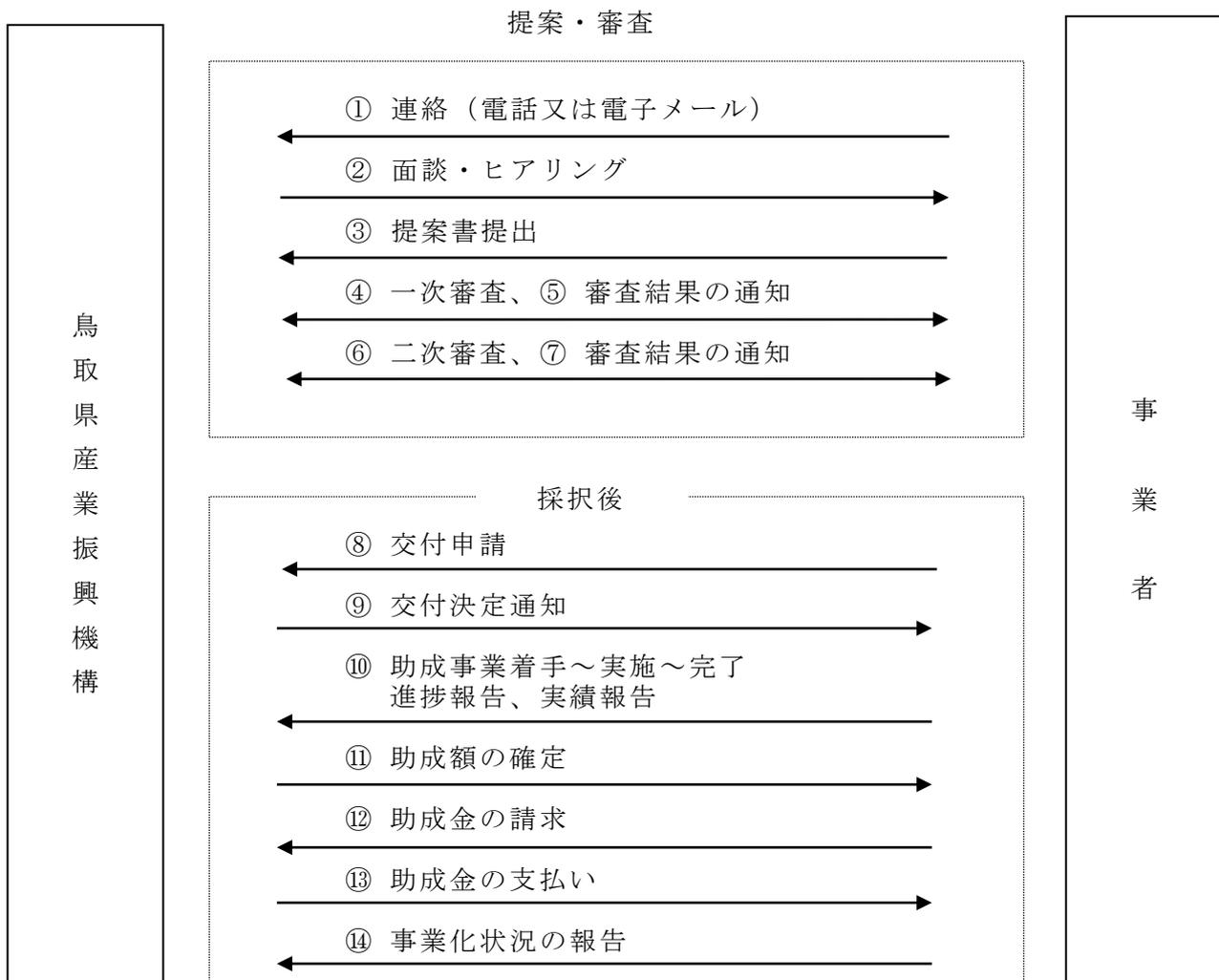
助成事業に係る経理については、帳簿書類及びその証憑書類を助成事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存してください。

(5) 交付決定の取消及び処分

当財団が次のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定後においても、その交付決定の全額又はその一部の額を取消することがあります。その場合、既に交付された助成金のうちその取消額の返還を命ずることがあります。

- ① 助成金を他の用途に使用したとき
- ② 助成金の交付決定の内容、条件、その他とっとり起業化促進事業助成金交付要領に基づく処分等に違反したとき
- ③ その他助成事業に関して法令又は法令に基づく処分等に違反したとき

9. 助成事業の流れ



	項 目	内 容
①	連絡（電話又は電子メール）	まずは電話又は電子メールでご連絡ください。
②	面談・ヒアリング	提案事業の概要や提案事業の外部評価、事業化後のビジネス展開等について機構の担当者が面談にてヒアリングします。
③	提案書提出	②の結果を踏まえ、募集期間内に提出していただきます。
④	一次審査	審査部会メンバーによる書面審査を行います。
⑤	審査結果の通知	審査結果を書面により通知します。
⑥	二次審査	審査部会メンバーによる質疑、実地視察、ヒアリング、プレゼンテーション等により審査いたします。（審査には一次審査を含め、約2カ月程度要します）
⑦	審査結果の通知	審査結果を書面により通知します。

⑧	交付申請	助成金交付申請書を、審査結果の通知を受領した日から、 <u>30日以内</u> に提出していただきます。
⑨	交付決定通知	⑧の内容を審査し、適正と認められるときは助成金の交付を決定します。
⑩	助成事業の着手～実施～完了	必要に応じ、変更交付申請書、事業中止（廃止）申請書、創業報告書等を提出していただきます。
	進捗報告	事業実施期間中における各事業年度（4月～翌3月）の進捗状況について、4月15日までに報告をしていただきます。
	実績報告	実績報告書を、助成事業が完了した日から <u>30日以内</u> に提出していただきます。
⑪	助成額の確定	⑩の実績報告書を審査し、実施結果が交付決定の内容に適合すると認めたとき、交付すべき助成金額を確定し通知します。
⑫	助成金の請求	⑪の確定額を請求していただきます。
⑬	助成金の支払い	助成金を支払います。（最終精算）
⑭	事業化状況の報告	助成事業が完了した日後3年間、毎年4月～翌年3月までの事業化の状況について、翌年度の4月15日までに報告をいただきます。

10. その他留意事項

- (1) 本要領に基づきご提出いただいた書類（様式）は返却しません。
- (2) 審査に当たっては、必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合があります。
- (3) 応募に係る一切の費用は応募者自身の負担となります。

別表1（1. 中小企業者）

独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七十七号）

（定義）

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの
- 六 企業組合
- 七 協業組合
- 八 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの

独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第百八十二号）

（中小企業者の範囲）

第一条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（以下「法」という。）第二条第一項第五号に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び従業員の数は、次の表のとおりとする。

	業種	資本金の額又は出資の総額	従業員の数
一	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	三億円	九百人
二	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	三億円	三百人
三	旅館業	五千万円	二百人

2 法第二条第一項第八号の政令で定める組合及び連合会は、次のとおりとする。

- 一 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会
- 二 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- 三 商工組合及び商工組合連合会
- 四 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

- 五 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であって、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が五千万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの
- 六 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の三分の二以上が五千万円（酒類卸売業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（酒類卸売業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの
- 七 内航海運組合及び内航海運組合連合会であって、その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの
- 八 技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が法第二条第一項第一号から第七号までに規定する中小企業者であるもの

別表2（5．助成対象経費）

経費区分	費目	内容
謝金	謝金	外部専門家による指導、外部協力者からの協力提供（事業に直接関与するものに限る。）に要する経費
旅費	専門家旅費	外部専門家による指導等に際しての当該専門家の移動に要する経費
	職員旅費	職員の移動に要する経費
委託費 ^注	委託費 ^{注1}	助成事業の一部の委託に要する経費、試験委託費
共同研究費	共同研究費	共同研究に要する経費のうち、助成対象経費に要する経費
外注加工費 ^注	外注加工費 ^{注1}	研究開発等の外注加工に要する経費
事務費	会議費	会議の開催に要する経費
	事務雑費	助成事業の実施に当たり付随的に支出する印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料・損料、消耗品費
	雑役務費	研究開発等に直接従事する者のアルバイト賃金に要する経費
研究開発・商品開発費	原材料費	研究開発の実施に係る原材料又は副資材の購入に要する経費
	機械装置、工具器具費 ^{注4}	研究開発事業の実施に係る機械装置若しくは工具器具の購入又は借用に要する経費
	産業財産権等導入費	調査等の実施に係る産業財産権等の外部からの導入に要する経費、特許（国内に限る。）申請書等
人材育成費	教材費 ^{注2}	人材育成に係る教材の作成、購入又は使用に要する経費
	原稿料	人材育成に係る教材原稿の執筆対価として要する経費
	受講料 ^{注3}	人材育成に係る研修会等の受講に要する経費

（注1）「委託費」と「外注加工費」の交付決定額の合計額は、交付決定額全体の5割以内とする。
ただし、「委託」又は「外注」を鳥取県内に事業所等を有する企業に発注する場合には、「委託費」と「外注加工費」の合計額は、補助限度額の5割以内とすることができる。

（注2）専門的なセミナーを受講する際に必要な教科書、商品開発で必要な技術専門書などが対象。

（注3）専門的な有料セミナー等の受講料などが対象。

（注4）高額な機械装置若しくは工具器具の購入に関しては、原則リース又はレンタルにて対応することとする。

※ いずれの助成対象経費についても、販売商品に直接かかわる経費は対象外とする。